

市の人口が65,000人を超えました

5月16日、市の人口が65,000人を超えました。65,000人目の市民となったのは、5月6日に生まれた橋本凜香ちゃん（小野）。5月16日、市役所へ出生届を提出された父親の一徳さん、母親のめぐみさん、姉の美優ちゃん（2歳）に、市長から

65,000人目の記念証と花束を贈呈しました。



市長から記念証と花束を贈呈

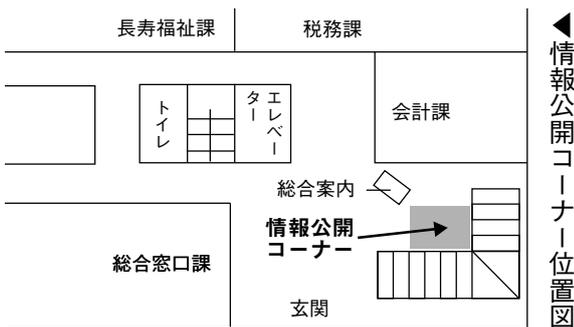
問合せ…総合窓口課

☎551-0110 FAX 553-0250

市役所 1階住民サロン

情報公開コーナーをご活用ください

市では、市政情報の「見える化」の一環として、市役所1階住民サロンに情報公開コーナーを設置しています。コーナーには市議会の議事録および統計書などの行政資料を市民の皆さんに見ていただけるように備えており、コイン式コピー機も設置しています。お気軽にご利用ください。



情報公開制度・個人情報保護制度

公正で開かれた市政の実現を図ることを目的として、情報公開条例と個人情報保護条例を制定し、市が保有する行政文書および自己の個人情報を皆さんからの請求に応じて公開しています。

平成22年度の利用状況は、下記のとおりです。

市が保有する行政文書および自己の個人情報の公開を希望される場合は、各課窓口または総務課情報公開係にて、所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。

問合せ…総務課 情報公開係

☎551-0103 FAX 554-1123

■平成22年度 情報公開制度の利用状況（請求のあった実施機関のみ掲載しています）

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	異議申立件数	諮問中
市長	19	8	7	0	4	0	0
総務部（新駅問題担当）	1	1					
総務部	4	2	2				
健康福祉部	1	1					
環境経済部	3	2	1				
建設部	10	2	4		4		
市長（上下水道事業所）	5		5				
教育委員会	2	1	1				
合計	26	9	13	0	4	0	0

※部分公開となった理由 ①個人に関する情報が含まれていたため ②法人等情報が含まれていたため

■平成22年度 個人情報保護制度の利用状況（請求のあった実施機関のみ掲載しています）

実施機関	請求件数	開示	部分開示	非開示	不存在	異議申立件数	諮問中
市長	7	0	4	0	3	0	0
総務部	5		2		3		
健康福祉部	1		1				
建設部	1		1				
合計	7	0	4	0	3	0	0

※部分開示となった理由 ①第三者の個人に関する情報が含まれていたため

受けましょう！ “特定健康診査”

◎特定健康診査

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査（特定健診）は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的としています。

市では6月中ごろ、国民健康保険（国保）加入の40歳～74歳の人に特定健診の受診券を送付します。（社会保険や会社の保険に加入している人は、加入している保険者から受診券が送付されません。）

受診券が届いたら、滋賀県内の実施医療機関で10月31日（月）までに受診しましょう。（事前に申し込みが必要な場合もありますので、医療機関にお問合せください。）

また、今年度は右上表の集団健診もご利用いただけます。定員がありますので、事前に電話予約のうえ受診してください。持ち物は、下記のとおりです。（個別健診と同じ）

自分自身の健康状態を確認するためにも、年に1回特定健診を受診しましょう。

■実施期間…10月31日（月）まで

■持ち物…国保被保険者証、特定健診受診券、記入済み質問票、前年度の健診結果票（お持ちの人のみ）

■自己負担金…65歳以上の人：無料
40歳～64歳の人：1,500円

※64歳以下で、市民税非課税の国保加入世帯の人は無料になります。受診1週間前までに受診

健診日	健診会場	予約・問合せ
7月9日（土）	JA栗東市金勝支店	滋賀県厚生農業協同組合連合会 ☎ 521-1708
8月27日（土）	JA栗東市葉山支店	
9月10日（土）	JA栗東市治田支店	
10月15日（土）	JA栗東市大宝支店	滋賀県保険者協議会 （事務局：滋賀県国民健康保険団体連合会） ☎ 522-2960
10月10日（祝）	ひこね元気フェスタ（彦根市民体育センター2階会議室）	
10月16日（日）	おおつ健康フェスティバル（皇子が丘公園小体育館）	

券と印鑑を持参のうえ、総合窓口課国民健康保険係へ申請してください。

※平成23年4月以降に国保に加入をした人には受診券が送付されません。受診を希望される人は総合窓口課国民健康保険係までお問合せください。

◎特定保健指導

特定健診の受診結果を基に、メタボリックシンドロームの状態にある人や予備群となっている人を選び、生活習慣改善のための情報提供や指導（特定保健指導）を行います。対象者には後日、案内を送付しますので、ぜひご参加ください。

問合せ…総合窓口課 国民健康保険係
☎ 551-1807 ☎ 553-0250
健康増進課 健康管理係
☎ 554-6100 ☎ 554-6101

6月1日～7日は「水道週間」です

「蛇口からあふれるぼくらの夢・未来」

市の水道事業では、市民の皆さんに安全でおいしい水を安心してご利用いただくために、水質および施設の適正な管理に日々取り組んでいます。

今後も、良質な水を安定的に供給できるよう水道施設の整備・改良を進めるとともに、地震などの災害に強いライフラインの構築に努めます。

私たちの毎日の生活に欠かすことのできない大切な資源である「水」。その「恵み、大切さ、使い方」について、この機会にぜひ見つめなおしてみよう。



■ご利用の皆さんへのお願い

- メータボックスの上に車などの物を置かないでください。
- 飼い犬はメータボックスから離れたところにつないでください。
- 水漏れチェックのため、ご家庭でも水道メータを時々確認してください。確認方法は、検針時にお渡ししている「水道使用水量等のお知らせ」裏面または市ホームページをご覧ください。

問合せ…上下水道課 ☎ 551-0135 ☎ 554-3866

10月10日(祝)開催!
「堂々!!りっとう
景観記念日」

『感動体感!! 景観まちづくりシンポジウム』

～集落まるごと里山学校～

舞台となる観音寺の景観

今年の「堂々!!りっとう景観記念日」事業の舞台となる観音寺集落は、阿星・金勝の山並みの中腹に位置し、市役所周辺から約7kmの距離にあります。観音寺集落からは琵琶湖や比良山系の山並みを眺望でき、周囲の山並みや棚田、これらの自然と一体となった伝統的家屋の家並み、美しい星空など、「天水の里」にふさわしい心安らく景観を体感することができます。

「美の里づくりコンクール」表彰式

5月18日(水)に農林水産省の「美の里づくりコンクール」の表彰式が行われ、「天水の里 観音寺」に審査会特別賞が贈られました。



▲観音寺での受賞式

観音寺里山学校に向けて…

観音寺里山学校では、都市住民との交流事業の経験を活かしつつ、美しい農村集落を学校に見立てて「景観まちづくり」について学習します。

- ◆間伐材や竹の創作 ◆風景画教室
 - ◆地元食材の給食 ◆野外コンサート
 - ◆地域を元気にする景観まちづくり講演 など
- ※詳細が決まり次第、あらためて掲載します。

※このシンポジウムは全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を受けて実施します。

問合せ…都市計画課

☎551-0116 ☎552-7000



浄化槽の法定検査

浄化槽の設置者(管理者)は、浄化槽が正常に機能し生活排水などが十分浄化されていることを確認するため、保守点検や清掃とは別に「法定検査」を毎年1回受けることが法律で義務付けられています。浄化槽を使っている人は毎年必ず法定検査を受けてください。

■法定検査についての問合せ先

○(社)滋賀県生活環境事業協会 ☎554-9271

○栗東総合産業(株) ☎552-1711

担当地域：治田、治田西、治田東、大宝、大宝

西、大宝東、金勝学区および日吉ヶ丘自治会
○日映興業(株) ☎552-8311

担当地域：葉山、葉山東学区(日吉ヶ丘自治会を除く)

※10人槽以下の浄化槽の場合は、栗東総合産業(株)、日映興業(株)でも受けていただけますが、担当地域が決まっています。

※11人槽以上の浄化槽の場合は、(社)滋賀県生活環境事業協会受けてください。

問合せ…環境政策課

☎551-0336 ☎554-1123

「りっとう市民夏まつり」中止のお知らせ

市民の皆さんの協力を得て、毎年開催している「りっとう市民夏まつり」。財源の多くは市民や企業の皆さんからの協賛金・補助金で賄っています。

こうした中、3月11日に発生した東日本大震災は想像を絶する甚大な被害をもたらし、市民や企業において、積極的に義援金などの活動をされている状況です。このことから、栗東まつり実行委

員会を構成する団体で協議を行い、例年8月に開催している「りっとう市民夏まつり」を本年は中止することを決定しましたのでお知らせします。

楽しみにされていた皆さんには申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

問合せ…栗東まつり実行委員会事務局(経済観光振興課) ☎551-0126 ☎551-0148

ひとひと 女と男がともに歩み、ともに輝く社会

“ファザーリング”って何？

共働き世代が増え、仕事も育児も家事も共に協働していこうという家庭が増えています。

街でベビーカーを押すお父さん、公園で子どもを遊ばせるお父さん、保育園の参観日に参加するお父さん、出産に立ち会うお父さんなど、子育てのさまざまな場面でお父さんの姿を見掛けることが珍しくない、そんな時代になってきました。

仕事と子育て、どちらも充実させたい、どちらも楽しみたい、そんな価値観を持った男性が増えています。

最近では、男性が育児に参画しやすいような職場環境を推進する事業所も増えてきており、育児に参画することで、そのやり方を仕事にも応用し、「効率的な仕事ができるようになった」という人もいます。

そんなお父さんを応援したいという主旨で、国でも、「イクメンプロジェクト」を立ち上げ、男性の育児休業を社会全体で応援していこうとしています。

家事や育児に「参加する」とか「分担する」という受身的な意識ではなく、主体的に自分が「やれること」「やりたいこと」を進んでやる、父親であることを楽しみ、人生を楽しもうという考え

方を「ファザーリング」といいます。市ではファザーリングを応援し、「笑っている父親が増えれば、笑っている母親も増え、そして子どもたちも笑う」そんなメッセージを発信していきたいと考えています。

子育て応援セミナー（講座）

パパを楽しもう!!～“イクメン”パパのトーク&絵本ライブ～

「笑っている父親を増やすこと」をテーマにセミナー（講座）を開催します。ぜひご参加ください

日時…7月9日(土) 10:30～11:30

会場…地域子育て包括支援センター（栗東駅前ウイングプラザ2階 大宝東児童館内）

内容…トーク「イクメンって?」、イクメンパパによる絵本ライブ（絵本紹介、読み聞かせなど）、質問コーナー

講師…ファザーリング・ジャパン関西の井岡^{かず}海さん ほか

主催…栗東市・栗東市教育委員会

問合せ…生涯学習課

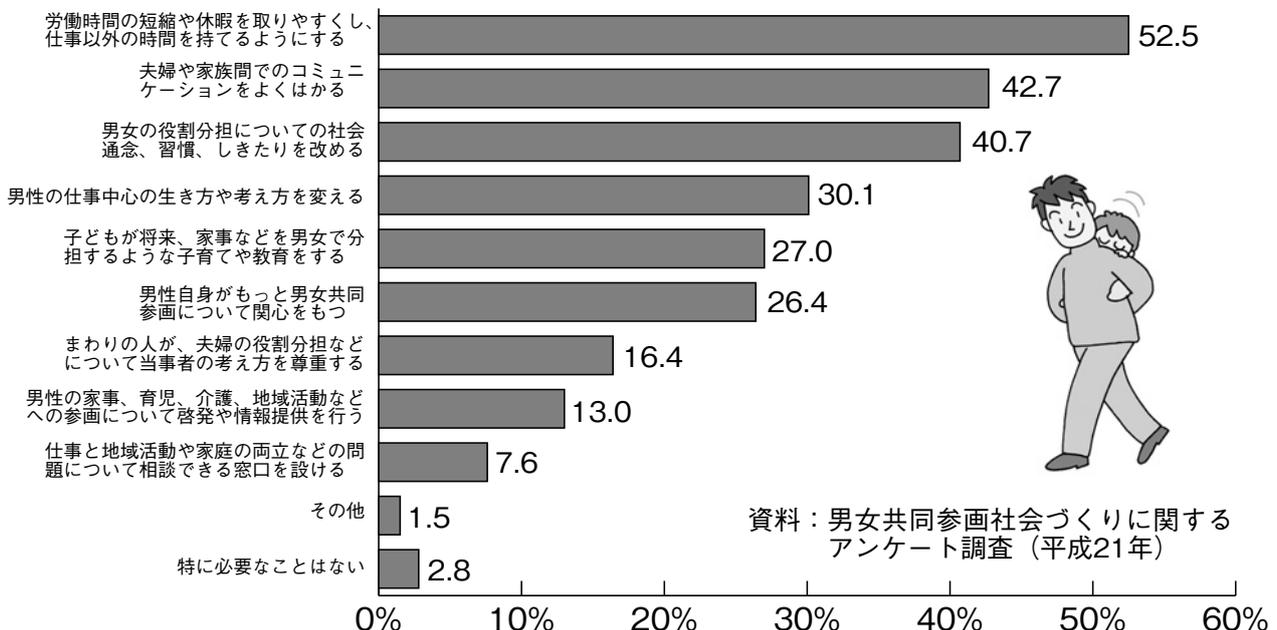
☎ 551-0496 ☎ 552-5544

または地域子育て包括支援センター

☎ 551-2370 ☎ 551-2330

問合せ…生涯学習課 ☎ 551-0496 ☎ 552-5544

男性が家事、育児、介護、地域活動などに参加するために必要だと思うこと



平成23年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までは「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」で



▲不法投棄されたごみ

す。本市でも、この期間を中心に、不法投棄監視員および職員による監視パトロールの強化に取り組み、不法投棄の早期発見と抑止効果による未然防止を図っています。

皆さんも、いま一度、散歩道や自宅周辺など身近なところにごみが捨てられていないか見回してみてください。不法投棄は人目につきにくい場所や管理の行き届いていない場所などで多く見られます。土地の所有者は、雑草の除去や見回りをするなど、小まめな管理を心掛けてください。

もし、不法投棄を発見された場合は、警察または市役所へご連絡ください。

不法投棄の問題は行政だけで解決できるものではありません。地域の人からの通報も多く寄せられており、不法投棄の早期発見と未然防止には、普段からの地域の監視が欠かせません。

美しいまちづくりに向けて、皆さんの積極的なご参加とご協力をお願いします。

不法投棄 ボランティア監視員募集！

市では、「不法投棄ボランティア監視員」を募集しています。

活動内容は、都合の良いときに不法投棄の監視を行い、不法投棄を発見した場合は、警察または市へ通報するというものです。普段の買い物や通勤、犬の散歩などで出かける際に、お渡しする腕章を携帯して活動してください。

詳しくは環境政策課へお問合せください。

問合せ…環境政策課 生活環境係

☎551-0341 ☎554-1123

～広げよう環境行動の環～

「環境意識を向上させましょう」

地球温暖化防止のための温室効果ガス削減をはじめとして、「みんなで協働・連携し、環境に配慮して行動するまち」を目指して、環境教育・学習を通じた環境意識の形成に取り組ましましょう。

- ①道沿いに花などを植えて、良好な環境を演出しましょう。
- ②環境の日(びわ湖の日)などの地域行事や活動に参加しましょう。
- ③みどりのカーテン(注)に取り組ましましょう。
- ④環境講座・学習会に参加し、環境問題について学びましょう。
- ⑤環境家計簿などによりエネルギー使用を見直しましょう。
- ⑥環境に関する情報を集め、ライフスタイルに活かしましょう。

(注)【みどりのカーテン】…窓辺につる性植物(ゴーヤなど)を栽培することで、夏の日差しを防ぐ。

出展：栗東市環境基本計画行動計画の「具体的な80の取り組み」より

問合せ…環境政策課 環境政策係

☎551-0336 ☎554-1123

草津警察署安全伝言板



不法滞在外国人の 不法就労防止にご協力を

不法滞在外国人とは、不正に入国した外国人や、在留期間が過ぎても日本に滞在している外国人をいいます。こうした不法滞在の外国人が、名前や在留資格、在留期間などを偽って働くことを不法就労といえます。

外国人を採用する場合、必ずパスポートや外国人登録証明書の現物を確認してください。コピーは記載事項を改ざんすることができるからです。不法滞在の外国人を雇用すると、雇用した側も処罰される場合がありますので、ご注意ください。

特に在留資格や在留期間には、十分注意していただき、不審な点があるときや、パスポートや外国人登録証明書の見方がわからないという場合には、草津警察署までご相談ください。

問合せ…草津警察署 警備課

☎563-0110 ☎563-0116